

「かんぽ生命保険の新規業務に関する 届出制の運用」について

令和3年9月6日
一般社団法人 生命保険協会

(1) 日本郵政グループと民間生命保険会社が双方の強み・特徴を認識し、適切に補完しあうことが重要

- 日本郵政グループの強みは、約2万4千局の郵便局ネットワーク・消費者との密接な接点等であり、かんぽ生命の商品は、簡易な手続きで一定範囲の保障を確保できる特徴を有している。
- 日本郵政グループの企業価値向上に向けては、民間生命保険会社が多くの年月やコストをかけて築き上げてきた商品やインフラ等を活用することが合理的であり、国民経済的な観点からも望ましい。
- 既に様々な取組み・検討が進められている民間生命保険会社との提携関係を進展させていくことが重要。

(2) かんぽ生命の業務範囲の拡大にあたっては、株式完全売却を通じた公正な競争条件の確保、業務内容に応じた適切な態勢整備が必要

- かんぽ生命に対する実質的な政府出資が存在し、また完全民営化に向けた道筋も示されていない現状では、民間生命保険会社との「公正な競争条件の確保」が実現しているとは言えず、業務範囲を拡大する環境は未だ整っていない。
- 業務範囲の拡大にあたっては、上記、公正な競争条件の確保に加え、**拡大する業務の内容や規模に応じた「適切な態勢整備」が必要。**

従前からの当会の主張内容	当会の現状認識
<p>株式完全売却を通じた <u>「公正な競争条件の確保」</u></p>	<p>○日本郵政によるかんぽ生命株式の保有割合の低下が進められたことは、かんぽ生命の完全民営化に向けた前進の一步と受け止め。</p> <p>○しかしながら、目下の保有割合（議決権比率）は49.9%と株式完全売却には道半ばの段階。日本郵政はグループ一体となった取組みによりグループ内の連携維持・強化を図ることを掲げている一方、株式完全売却に向けた道筋は未だ明らかにしていない。こうした中、国営事業であったことに伴う信用力や政府支援への期待感といった長年に亘る消費者の認識が直ちに改められるとは言い難く、「公正な競争条件の確保」は引き続きの懸念事項。</p>
<p>業務内容に応じた <u>「適切な態勢整備」</u></p>	<p>○金融業界において顧客本位の業務運営や商品・サービスの高度化が進められている中、新規業務を行う際の募集・引受・契約管理・支払など各領域における「適切な態勢整備」の重要性は高まっている。</p>

○これまでの認可制において、業界に懸念点がある場合、調査審議の中で意見聴取いただいております。今後の届出制においても、**調査審議の枠組みを一定存置する方針に賛同**。

○届出制の運用に関しては、郵政民営化法に規定された新規業務に係る**「同業他社との適正な競争関係および利用者への役務の適切な提供への配慮義務」**や、同法改正時の**附帯決議**の内容（「政府・郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能」、「郵政民営化委員会による事前検証・評価」、「業界団体が意見を述べる機会を確保」等）**を十分に踏まえた運用**となることを要望。

【8/23 郵政民営化委員会資料「新規業務に関する調査審議の方針」より】

当委員会は、届出を受けた行政当局から通知があり次第、速やかに調査審議の必要性を判断する。
調査審議が必要な場合、以下のとおり簡素化して実施することによりこれまでの認可制に比べて期間を短縮する。

- ①かんぽ生命からの届出及びその添付書類をもとに調査審議を行うことを基本とする。
- ②かんぽ生命から説明を聴取する場合は、書面を基本とする。
- ③外部からの意見を聴取することが適当であると判断した場合は、意見聴取（陳述又は文書）を実施する。
ただし、これまでの認可制において実施してきた意見募集（パブリックコメント）は行わない。
- ④原則として行政当局からのヒアリングは行わない。
- ⑤必要があると認めるときは、郵政民営化推進本部長を通じて関係大臣に述べる意見を作成して公表する。



- 新規業務（特に商品・サービスなど顧客に直接提供されるもの）は、適正な競争関係等への影響が想定されうるため、今後も幅広く調査審議や外部からの意見聴取を実施いただきたい。
- 運営の透明性確保の観点から、届出があった事実やその内容はHP等で速やかに公表いただくとともに、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否の判断にあたっては、個々の案件ごとに判断根拠等を公表いただきたい。
- 新規業務に係る配慮義務の遵守状況については、業務開始時・開始後における適切な確認・検証等をお願いしたい。

- 生命保険文化センターの実施した「令和元年度生活保障に関する調査」では、政府が間接的に株式保有しているかんぽ生命に対し「**政府が何らかの支援を行うのではないかと期待感**が見受けられる。
- 令和元年 12 月に公表された「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告書」では、**国営事業であったことが信用力を高めている側面や、現在でも日本郵政グループが民間企業とは一線を画す存在であること**などが示唆されている。

■ かんぽ生命のイメージ（複数回答）

※生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」より

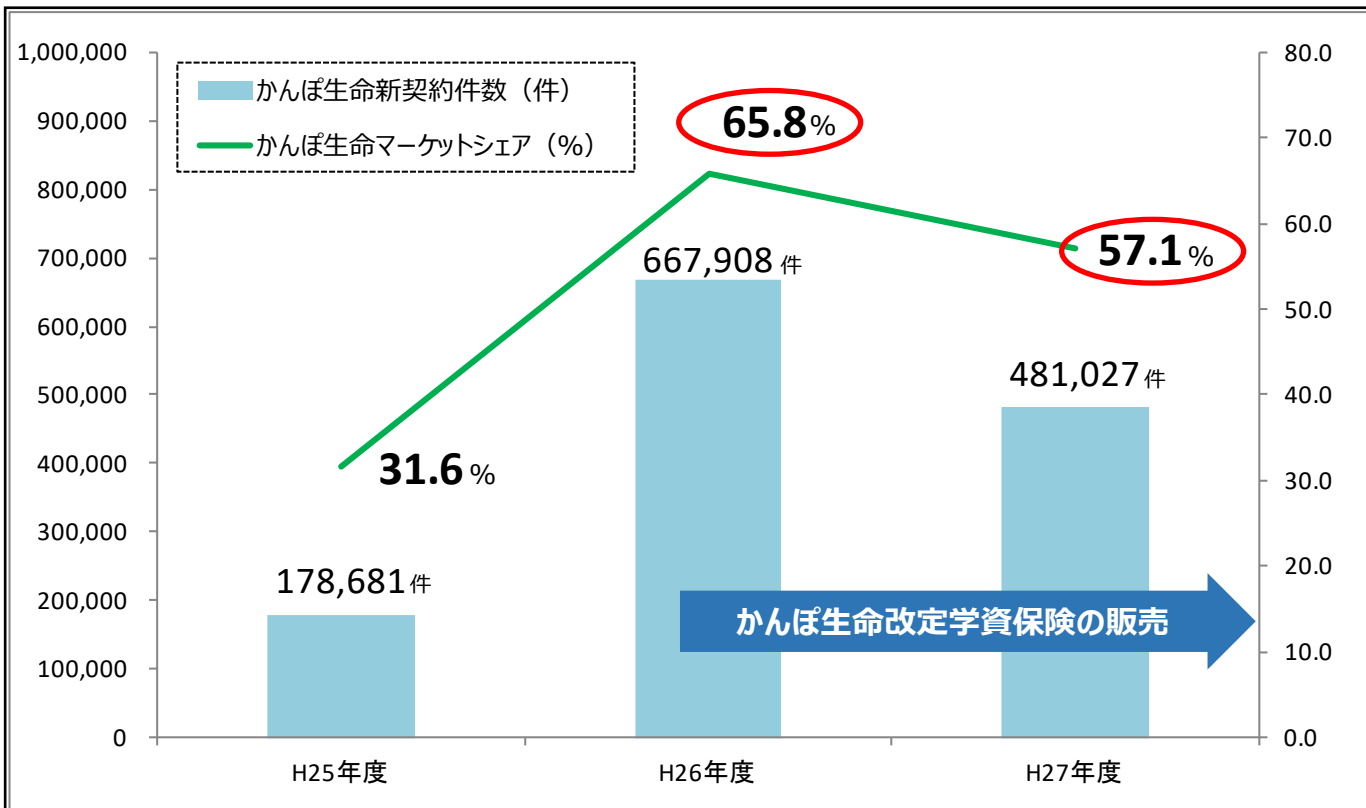
信頼できそう	30.3%	店舗が近くにあり、便利そう	24.3%	商品やサービスが良さそう	11.6%
政府の間接的な株式保有が継続されるので、安心できそう	27.5%	価格が手ごろそう	20.4%	運用成績が良さそう	5.2%
いざという時に政府の関与が期待できそう	25.4%	規模が大きそう	18.9%	わからない	26.0%
健全な経営をしそう	25.4%	営業職員・窓口の対応が良さそう	13.7%	その他	0.7%

■ 「かんぽ生命保険契約問題 特別調査委員会からの報告について」（令和元年 12 月 18 日公表）（一部抜粋）

- ・これら（郵便・郵便貯金・簡易生命保険）3事業を中心とする国営郵便局における各種業務は、一世紀ないし一世紀半近くにわたり、国民生活に欠かせない重要なインフラとして社会に貢献してきた。この郵便局に対する信頼こそが、株式会社かんぽ生命保険となってからも多数の顧客を集めることができた最大の要因であることに間違いはなからう。
- ・3事業会社の持株会社である日本郵政株式会社の発行済株式のうち3分の2近くは政府が保有しており、今もなお日本郵政グループの持つ組織、事業、資産等の総体は、国民全体の財産とすることができる。また、全国津々浦々で数多くの国民が生活や経済活動を営む上で不可欠な、わが国の根幹をなす社会的基盤の一つでもある。
- ・本契約問題における顧客には高齢者が多いが、その原因として、高齢者の中には、郵便局は元国営組織であるから信頼できると考える人が多いため、これを利用して不適切な勧誘により加入させた郵便局員が一定数存在するものと考えられる。

- かんぽ生命は平成 26 年 4 月に学資保険を改定（保険料を低廉化）、その前後には民間生命保険会社も学資保険の改定を行っているにも関わらず、**かんぽ生命が圧倒的な販売シェア**を獲得。
- このような状況は、**消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力の証左**と考えられる。

学資保険のマーケットの状況



かんぽ生命学資保険改定前後の各社改定状況

改定時期	保険会社
H25/4	日本生命
H26/1	ソニー生命
H26/4	かんぽ生命
H26/4	富国生命
H26/12	第一生命
H27/7	三井生命
H27/8	明治安田生命

【郵政民営化法】

<p>(基本理念) 第2条</p>	<p>郵政民営化は、…<u>公正かつ自由な競争を促進し、多様で良質なサービスの提供を通じた国民の利便の向上及び資金のより自由な運用を通じた経済の活性化を図るため、地域社会の健全な発展及び市場に与える影響に配慮しつつ、…同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保</u>するための措置を講じ、もって<u>国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与</u>することを基本として行われるものとする。</p>
<p>(新会社の株式) 第7条 第2項</p>	<p>日本郵政株式会社が保有する郵便貯金銀行及び<u>郵便保険会社の株式は、その全部を処分することを目指し、…できる限り早期に、処分するものとする。</u></p>
<p>(業務の制限) 第138条の2 第2項</p>	<p><u>郵便保険会社は、…他の生命保険会社との適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮</u>しなければならない。</p>

【郵政民営化法改正時の附帯決議】

<p>平成24年4月11日 衆議院郵政改革に関する特別委員会</p>	<p>日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、<u>単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務並びに郵政民営化委員会への通知義務を課す</u>とともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく<u>政府及び郵政民営化委員会による二重のチェックが有効に機能</u>することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。</p>
<p>平成24年4月26日 参議院総務委員会</p>	<p>日本郵政株式会社が金融二社の株式の二分の一以上を処分した後の金融二社の新規業務等に係る届出制が、<u>単なる届出ではなく、他の金融機関等との間の競争関係への配慮義務及び郵政民営化委員会への通知義務を課す</u>とともに、内閣総理大臣及び総務大臣による監督上の命令の対象としていることに鑑み、これらの規定に基づく<u>郵政民営化委員会による対等な競争条件の確保等のための事前検証・評価</u>、関係大臣による是正命令権限が有効に機能することとなるよう、制度の適切な運用に努めること。このため、郵政民営化委員会の委員には、真に公平・中立な第三者を選任することとし、郵政民営化委員会は、<u>必要に応じ利用者代表及び関係する業界団体が意見を述べる機会を確保</u>するなど、公平・中立な機関として運営すること。</p>